八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針（概要版）

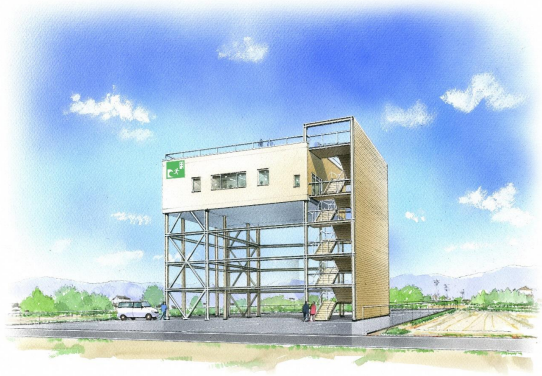

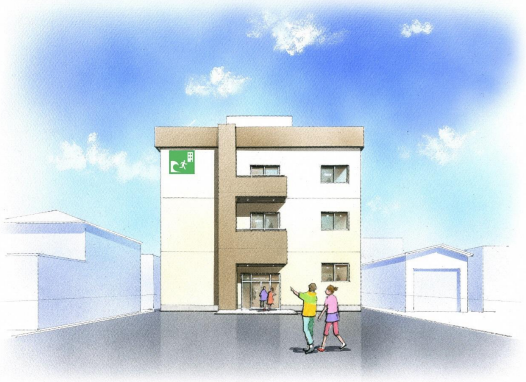

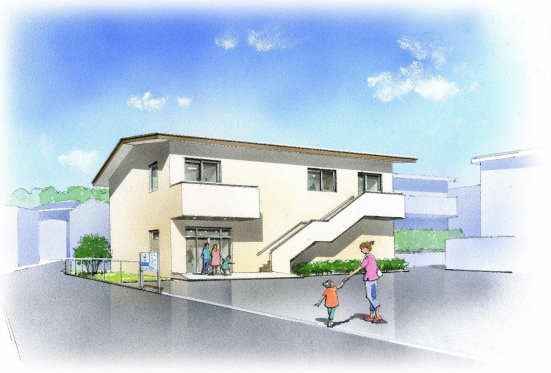

令和７年３月

八　戸　市

目　次

１．はじめに 1

（１）策定の背景、経緯及び考え方 1

（２）検討を行った対象地区 2

２．避難困難地域の見直し及び検討項目 3

（１）避難困難地域等の見直し 3

（２）本基本方針における検討項目 4

３．自動車避難 4

（１）自動車避難に関する検討 4

（２）自動車避難に関する考え方 6

４．対象地区における津波避難施設等の整備案 8

（１）整備の方針 8

（２）施設等整備案 8

５．対象地区以外の地区で補完するべき津波避難対策 9

（１）公民館等の整備 9

６．津波避難施設等の整備以外の津波避難対策 10

（１）避難誘導対策及び検証・見直し 10

７．津波避難対策の実施内容 11

（１）津波避難施設整備に関する基本事項 11

（２）津波避難施設等の整備案 12

１．はじめに

（１）策定の背景、経緯及び考え方

青森県は、令和３年５月に新たな津波浸水想定を設定・公表しました。県が公表した新たな津波浸水想定では、当市における浸水想定区域がこれまでの想定に比べて浸水域が約 1.4 倍に拡大したほか、津波の到達時間も早まりました。

そのため、令和４年 11 月、県が示した津波浸水想定に基づき当市は「八戸市津波避難計画」を改定しましたが、津波到達予想時間までに、徒歩による避難が困難と判断される「避難困難地域」が以前の計画の 3.5 倍に拡大したことから、避難困難地域の解消に向けた検討事項として、以下の事項を今後の検討課題として整理しました。

（１）避難路の整備

（２）津波避難ビルの指定、津波避難タワー等の整備検討

（３）指定避難所の拡充、広域避難の検討

（４）自動車による避難方法の検討

なお、当市は、津波避難対策を特別に強化するべき地域として、令和４年９月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「特別強化地域」に指定されました。

これにより、当該海溝型地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業について、「津波避難対策緊急事業計画」を作成し内閣総理大臣の同意を得ることで、津波避難タワーや津波避難路等を整備する経費について、国の負担割合の嵩上げが受けられることとなっています。

このことから、本基本方針では、当該津波避難対策緊急事業計画の作成に必要となる避難施設や避難路等の適正な数や配置を明らかにするとともに、自動車避難や避難対象地域の周辺において補完するべき津波避難対策について取りまとめるものです。

（２）検討を行った対象地区

八戸市内において避難困難地域を解消する必要のある次の 13 地区を対象としました。

【対象地区（13 地区）】
1. 市川　2. 根岸　3. 下長　4. 上長　5. 三八城・沼館・城下　6. 江陽　7. 小中野
8. 柏崎　9. 吹上　10. 湊　11. 白銀　12. 鮫　13. 南浜

２．避難困難地域の見直し及び検討項目

（１）避難困難地域等の見直し

本基本方針の策定に向けた作業として、13 地区を対象に、徒歩避難が可能と判断される範囲について見直しを行いました。

八戸市津波避難計画に掲載されている避難困難地域及び特定避難困難地域について、より現実的と考えられる手法により、避難可能と考えられる範囲の再確認作業を実施し、避難困難地域及び特定避難困難地域の見直しを行いました。

この結果、歩行速度 0.9m/秒の者（通常歩行者）の避難困難地域及び特定避難困難地域は解消しました。

また、歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）の避難困難地域及び特定避難困難地域についても縮小したものの、次の図に示すとおり、対象地区のうち、市川地区、根岸地区、下長地区、三八城・沼館・城下地区、江陽地区、小中野地区及び柏崎地区の７地区において、見直し後の避難困難地域及び特定避難困難地域（以下「変更後避難困難地域」という。）が残った状態となっていることから、変更後避難困難地域の解消に向けた検討を進めることとしました。

（２）本基本方針における検討項目

本基本方針では、津波から命を守ることを念頭に、ハード・ソフト両面からの津波避難対策として、津波避難施設や避難路等の整備の必要性に関する検討のほか、自動車避難など避難方法のあり方に関することや、対象地区の周辺において補完するべき津波避難対策についても併せて検討を行い、これらの検討結果を取りまとめています。

なお、津波避難施設や避難路等については、「津波避難対策緊急事業計画」に基づき実施することを想定し、その作成に必要となる施設の規模等についての基本的な情報を盛り込んだ内容となるようにしました。

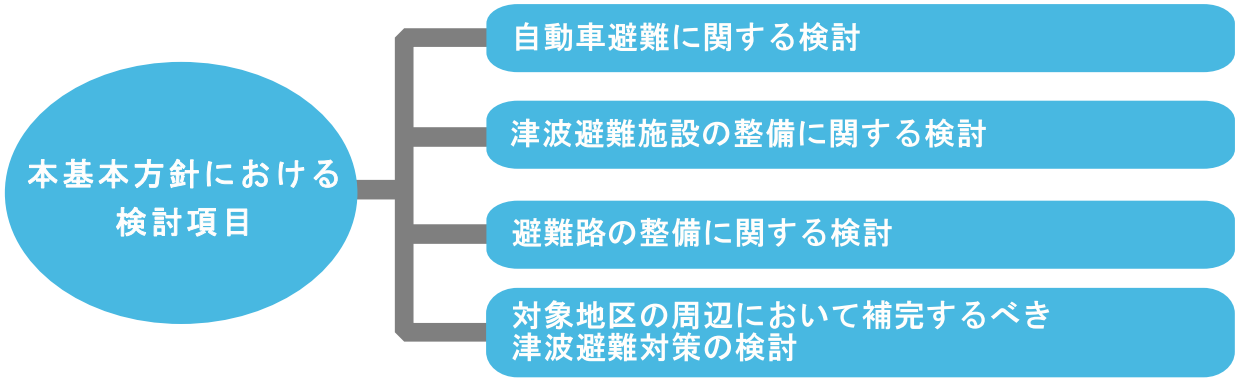

３．自動車避難

（１）自動車避難に関する検討

自力での徒歩避難が困難である避難行動要支援者を主な対象とし、自動車避難について２つのケースによりシミュレーションを行い、その有効性について検討しました。

①ケース１

（自動車避難シミュレーションの条件設定）

・自動車避難の対象者として、自力での徒歩避難が可能である高齢者も含めてシミュレーションを実施

（自動車避難シミュレーションの結果）

・避難完了割合が 80%を超える地区が一部ある一方で、避難対象地域外までの道路距離が相対的に長い、根岸地区、下長地区、江陽地区、小中野地区、柏崎地区の避難完了割合が 40%を下回りました。なお、根岸地区及び小中野地区は 29%であり最も低い割合となりました。

ケース１のシミュレーション結果を踏まえ、一部条件の設定等を行った上でシミュレーションを実施しました。

②ケース２

（自動車避難シミュレーションの条件設定）

・自動車避難の対象者を、自力での徒歩避難が困難である者（避難行動要支援者）に限定

・車両が分散して避難するよう、津波の浸水想定区域外に自動車避難先を追加設定

・ケース１のシミュレーションで避難完了割合が低い地区のうち根岸地区及び下長地区において、高台に至る道路を仮の自動車避難路として設定

（自動車避難シミュレーションの結果）

・全ての対象地区で避難完了割合が概ね 100%近くになり、自動車の台数を制限することが速やかな自動車避難については有効であることが確認されました。

自動車避難シミュレーションの結果のまとめ

地区名	避難完了割合	
	ケース１	ケース２
市川	87%	100%
根岸	29%	95%
下長	33%	94%
上長	57%	100%
三八城・沼館・城下	51%	99%
江陽	33%	100%
小中野	29%	100%
柏崎	36%	100%
吹上	46%	100%
湊	75%	97%
白銀	76%	97%
鮫	90%	100%
南浜	87%	100%

（２）自動車避難に関する考え方

全ての地区において、年齢等に関わらず、自力での徒歩移動が可能な者は徒歩避難を原則としますが、大津波警報が発表された場合には、次の避難者を対象に自動車での避難を容認することとします。

①自力での徒歩避難が困難であるため、自動車での避難に頼らざるを得ない避難行動要支援者

②市川地区、三八城・沼館・城下地区、江陽地区、小中野地区、柏崎地区の変更後避難困難地域に居住する者のうち、歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）

上記の②に示した各地区において、自動車避難を容認するのは、下表に示した地域内に居住する歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）のみとします。

地区名	自動車避難を容認する地域		避難先
	町名・大字	小字	
市川地区	大字市川町	尻引、赤川、赤川下、向谷地、向谷地前、古館、上大谷地及び橋向の各一部	避難対象地域外 （避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を目指す）
三八城・沼館・城下地区	沼館	三丁目４番の一部	避難対象地域外 （避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を目指す）
江陽地区及び小中野地区	江陽	四丁目５番の一部、四丁目８番から 10 番までの各一部及び四丁目 16 番の一部	東部終末処理場 （津波避難ビル）
	小中野	七丁目７番から 13 番までの各一部、八丁目 14 番の一部及び八丁目 17 番の一部	
	諏訪	一丁目 15 番の一部	
柏崎地区	類家	五丁目 22 番から 26 番までの各一部	避難対象地域外 （避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を目指す）

避難行動要支援者に介助者兼運転手が付き、２人以上（可能であれば乗り合って３～４人で一台）で避難することとします。できるだけ車両台数を減らすよう極力助け合って避難を行います。

自動車避難先は近くの避難所ではなく避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む。）を目指すこととします。

自動車避難における避難経路としては、国道、県道及び主要な市道を利用し、河川に架かる橋の横断および踏切の通行は避けることとします。

なお、「変更後避難困難地域及び自動車避難経路案」の一例として、市川地区（五戸川南側）と下長地区の図を示します。

変更後避難困難地域及び自動車避難経路案
①市川地区（五戸川南側）

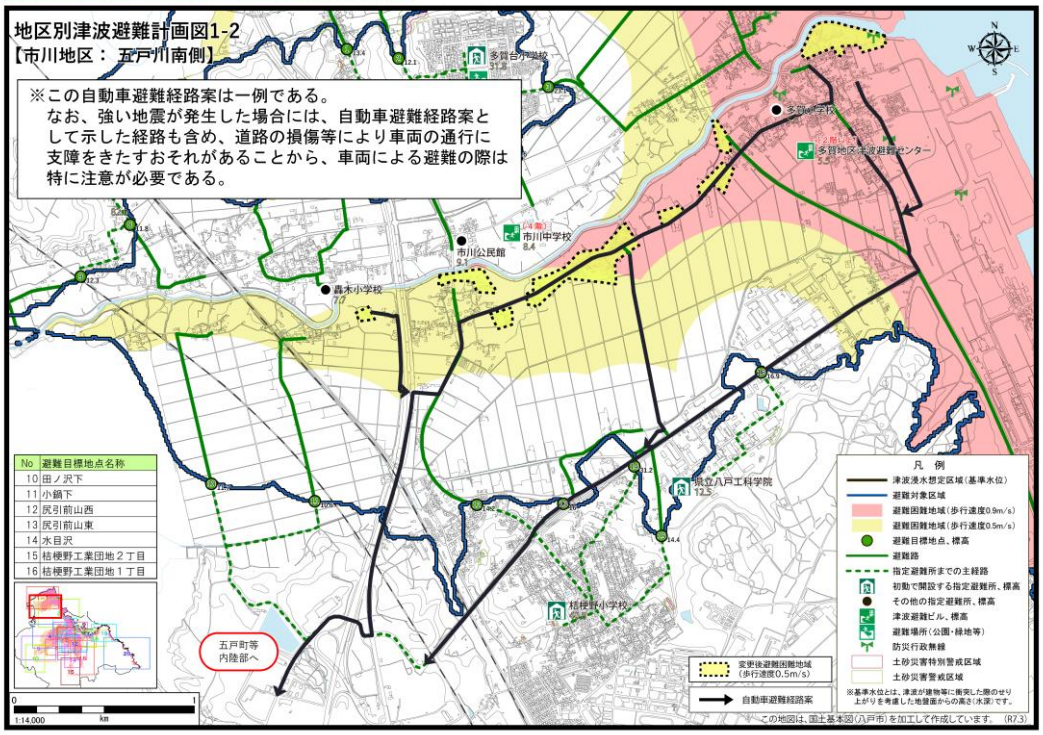

変更後避難困難地域及び自動車避難経路案
③下長地区

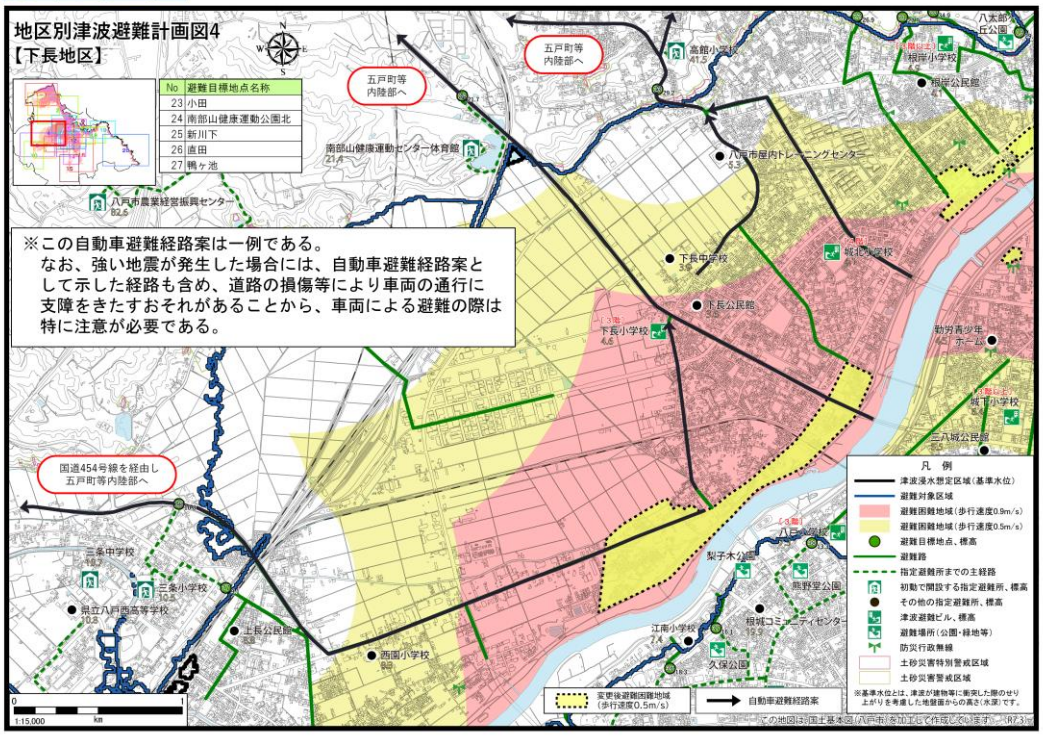

４．対象地区における津波避難施設等の整備案

（１）整備の方針

変更後避難困難地域が確認された７地区のうち、変更後避難困難地域を対象に自動車避難を一部容認した５地区を除く根岸地区及び下長地区を対象に、変更後避難困難地域の状況や、自動車避難のシミュレーション結果等に基づき、必要な津波避難施設等について検討を行いました。

（２）施設等整備案

変更後避難困難地域の状況や自動車避難のシミュレーションの結果等に基づき検討した結果、今後必要と認められた津波避難施設等は次のとおりです。

なお、各施設等の道路延長や面積などの規模については、実際の整備の際に変更があり得るものです。

地区名	施設の種類	整備する地域	整備内容
根岸地区	①津波避難タワー	変更後避難困難地域付近	根岸地区の南側の馬淵川沿いの変更後避難困難地域からの歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）が避難する施設の整備を進める。
	②避難路	根岸地区の東側住宅地から高台に至る区間	根岸地区東側住宅地から高台の方への速やかな避難の経路を確保するため、歩行者用の避難路の整備を進める。
下長地区	③津波避難タワー	変更後避難困難地域付近	下長地区の馬淵川沿いの変更後避難困難地域からの歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）が避難する施設の整備を進める。
	④津波避難ビル	津波避難タワーよりも内陸側の住宅地又はその近辺	既存の津波避難ビルの受入容量を超えると見込まれる避難者が避難する津波避難ビルとして、下長公民館の整備を進める。
	⑤避難路（未整備の都市計画道路）	下長地区の都市計画道路（3･2･3）の高館地区に至る未整備区間	多数の徒歩避難者及び自動車避難者の安全及び速やかな避難の経路を確保するため、都市計画に基づく線形を基本とした避難路の整備を進める。
	⑥避難路（跨線橋）	上長地区方面への避難経路となる跨線橋	多数の徒歩避難者及び自動車避難者の安全及び速やかな避難の経路を確保するため、避難路として跨線橋の拡幅整備等を進める。

津波避難施設等の整備箇所のイメージ図（根岸地区・下長地区）

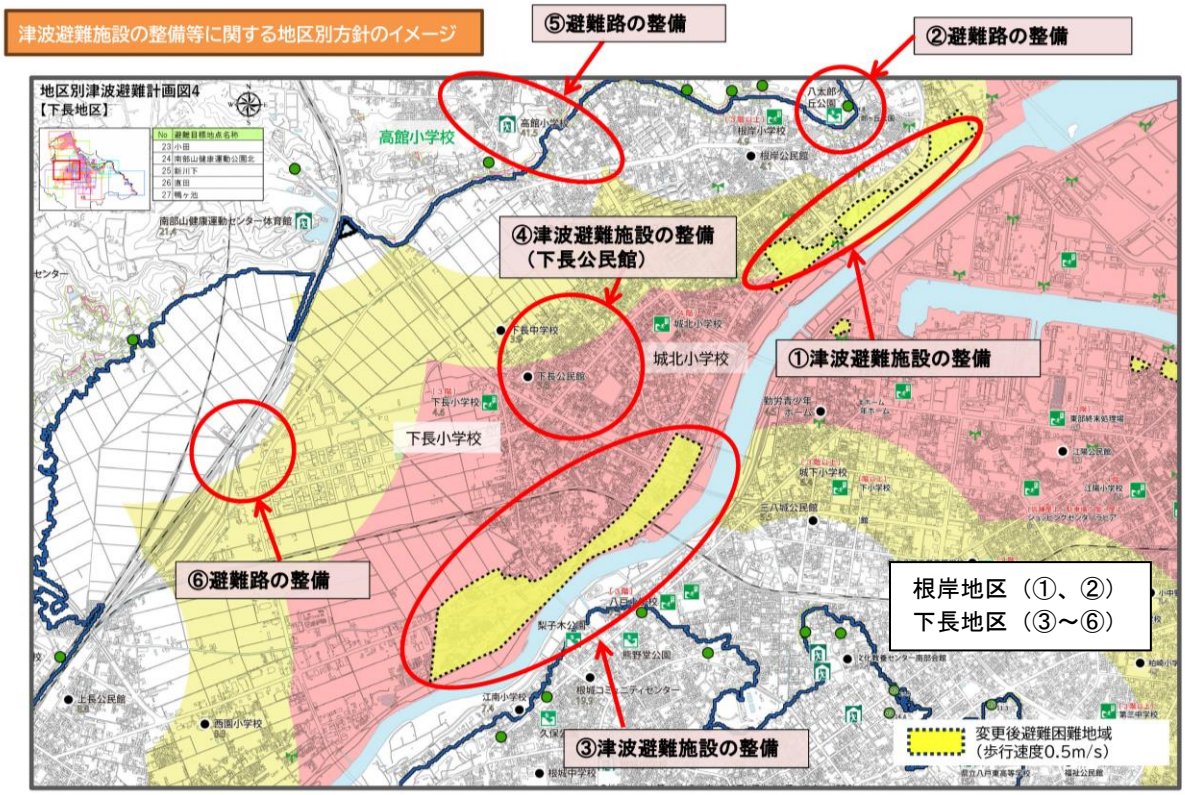

５．対象地区以外の地区で補完するべき津波避難対策

（１）公民館等の整備

①公民館の整備の必要性

当市において、Ｌ２津波が発生すれば浸水した区域内の避難所が使用できなくなり、被災者は、浸水した区域外の避難所を避難生活の場とすることになります。

避難所は小・中学校や公民館等が指定されていますが、公民館はある程度長期にわたって避難所の開設が可能であることから、被災した地域からの避難者の受入れや避難者の生活環境の充実を図る観点から、今後、その整備・充実に取り組んでいく必要があります。

②大館公民館の整備

大館地区においては、八戸市津波避難計画において避難困難地域は確認されていないものの、新井田西一丁目～三丁目は全てが避難対象地域となっており、さらに、内陸部までの浸水が想定されており、発災時は、多数の避難者が避難対象地域外への避難を行うこととなります。

大館公民館は、大津波警報発表時に初動開設される避難所のひとつで、発災直後から被災者を受け入れる施設でもありますが、大津波警報等の解除後には、大館地区の避難者のみならず、他の被災した地域からの避難者の受入れにも対応する必要が出てくるものと考えられます。

また、公民館のなかで最も古い施設であることや、被災した地域からの避難者の受入れに対応するといった役割も重要であることから、将来を見据えた避難場所及び避難所機能の充実のため、避難者の受入れのための避難スペースの増設や、快適な避難生活ができるよう施設のバリアフリー化と設備の充実などを行い、避難者の積極的な受入れを想定した初めての施設として、現在と同様に避難対象地域外に整備を進めていきます。

大館公民館の整備案

施設の種類	整備する地域	整備内容
避難施設（指定避難所）	大館地区の避難対象地域外	大津波警報等の解除後には、南類家や田向地区をはじめとした他の被災した地域からの避難者の積極的な受入れを想定した初めての施設として、大館公民館の整備を進めていく。

③他の公民館

大館公民館以外の他の公民館についても、今後、公民館の避難所としての機能のあり方等を踏まえ、老朽化の状況や公民館個別施設計画等を考慮し、その整備について検討していく必要があります。

④その他

発災時に想定される避難者に対して、避難所の数や受入可能人数が大幅に不足している状況にあることを踏まえ、今後、避難対象地域外の地域において、まだ指定されていない施設を新たな避難所としてその指定に取り組むほか、既存の避難所の受入可能人数の見直しについて検討していく必要があります。

６．津波避難施設等の整備以外の津波避難対策

（１）避難誘導対策及び検証・見直し

津波避難施設等の整備以外の津波避難対策として、今後、次のことについて取り組んでいきます。

①津波避難誘導標識等の設置

整備した避難路周辺には、当該避難路への誘導や、避難路からの避難先を誘導する避難誘導標識の整備を行います。

新たに整備した津波避難施設には、避難場所であることを示す標識を整備します。

②避難訓練による検証・見直し等

自動車避難などの津波避難対策については、避難訓練等を実施し、その効果を検証しながら、必要に応じて見直しを行います。

また、新たな津波避難施設等の整備を進めながら、現行の津波避難計画を自動車避難ルール等の内容を含んだ計画として改定するとともに、地区ごとの避難方針の周知に必要な配布物を作成し、配布します。

７．津波避難対策の実施内容

（１）津波避難施設整備に関する基本事項

本基本方針の策定作業の一環で行った検討により確認した事項は次のとおりです。

・徒歩避難の可能範囲について再確認を行うことにより、変更後避難困難地域を設定しました。変更後避難困難地域では、歩行速度 0.9m/秒の者（通常歩行者）による避難困難地域は解消し、歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）による避難困難地域も全体的に縮小しました。

・避難時の自動車の使用を自力での避難が困難な避難行動要支援者に限定することで、避難完了割合が大きく上昇するなど、自動車避難の有効性が確認されたことから、八戸市津波避難計画にあるとおり、これまでと同様に避難行動要支援者の自動車避難について容認します。

・市川、三八城・沼館・城下、江陽、小中野及び柏崎の５地区の変更後避難困難地域に居住する歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者）の自動車避難を容認します。

・根岸地区に避難路及び津波避難タワー、下長地区に津波避難タワー、津波避難ビル及び避難路、大館地区に他の被災した地域からの避難者を受け入れる施設として大館公民館の整備を進めていくこととしました。

・本基本方針において今後整備を進めていくこととした津波避難施設等以外の市管理施設についても、避難対象地域内において施設を整備する際は、津波からの避難に有効な機能やその他津波に関する防災機能を備えたものとなるよう配慮するものとするとともに、避難対象地域外の市管理施設においても、災害発生時における避難者の生活環境の充実を図るため、今後も継続してその整備・充実に取り組んでいくものとします。

（２）津波避難施設等の整備案

地区名	施設の種類	施設規模等	概算整備費
根岸地区	津波避難施設 （津波避難タワー）	避難床面高さ　＝約 15m 建物の面積　＝240 ㎡程度 （避難スペース＝60 ㎡程度） 収容人数　＝120 人程度	約 3 億 4,100 万円
根岸地区	避難路	延長＝約 50m 幅員＝約 4m	約 5,500 万円
下長地区	津波避難施設 （津波避難タワー）	避難床面高さ　＝約 10m 建物の面積　＝350 ㎡程度 （避難スペース＝170 ㎡程度） 収容人数　＝340 人程度	約 5 億 2,300 万円
下長地区	津波避難施設 （津波避難ビル）	３階建て（避難スペース３階） 建物の面積　＝1,950 ㎡程度 （避難スペース＝420 ㎡程度） 収容人数　＝840 人程度	約 8 億 5,200 万円
下長地区	避難路 （都市計画道路）	延長＝約 970m 幅員＝約 16m～約 23m	約 63 億 2,400 万円
下長地区	避難路 （跨線橋）	橋梁延長＝約 100m 幅員　＝約 9.5m	約 50 億 6,700 万円
大館地区	避難施設 （指定避難所）	２階建て 建物の面積＝1,000 ㎡程度	約 6 億 200 万円

※各施設の規模等については、実際の整備の際に変更があり得るものです。

※本資料で示す概算整備費は、過去の事例や物価動向を踏まえ、一定の仮定に基づき、参考値として試算したものであり、実際の整備費用とは異なる場合があります。

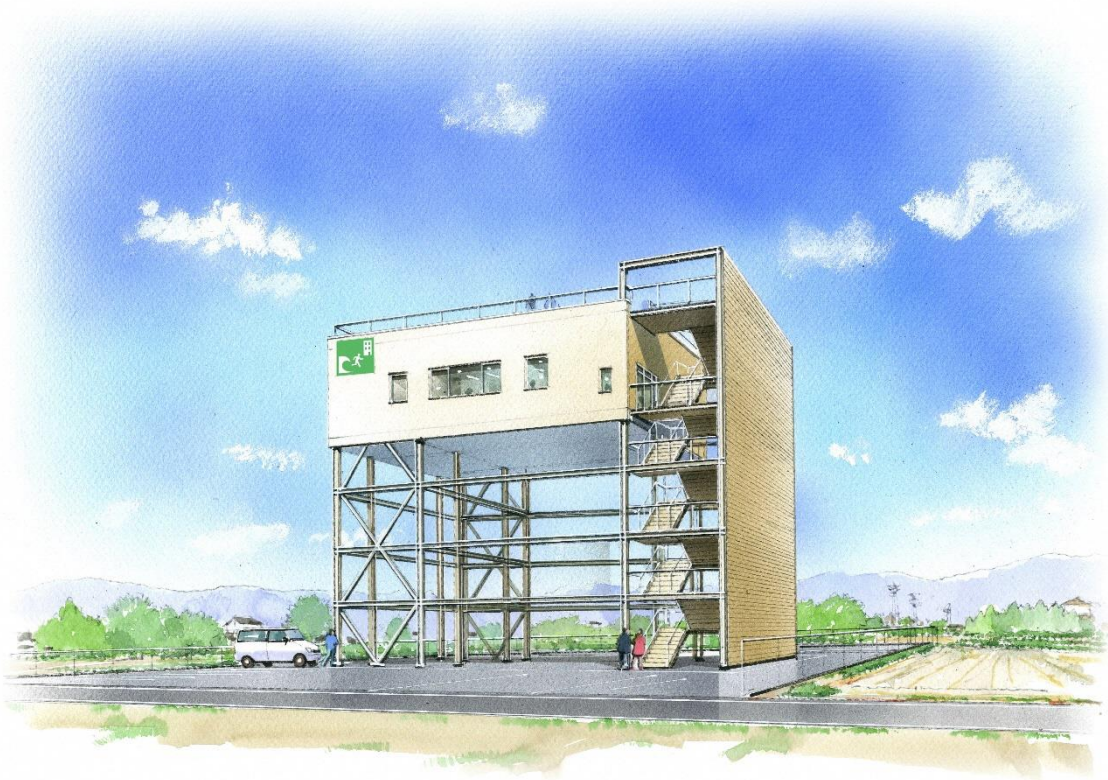

イメージ　津波避難施設（津波避難タワー）

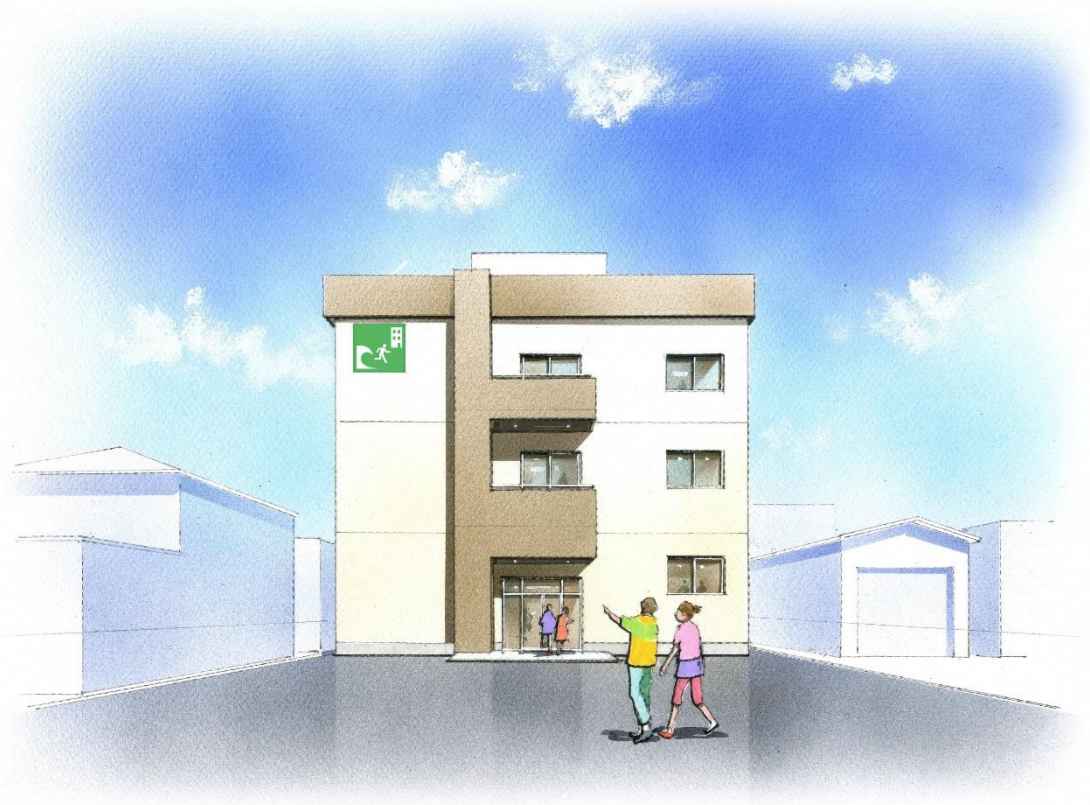

イメージ　津波避難施設（津波避難ビル）

イメージ　避難施設（指定避難所）

八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針（概要版）

令和７年３月

発　　行　八戸市

企画・編集　危機管理部　危機管理課

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目１番１号

TEL　0178-43-2147

FAX　0178-45-0099